

倉庫業廃止届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
〇〇運輸局長

住所

氏名〔法人にあっては、名称
及びその代表者の氏名〕

年 月 日をもって下記のとおり倉庫業の一部を廃止したから、倉庫業法施行規則第19条第1項の規定により、倉庫業法第20条第1項の届出をします。

記

・ 廃止した営業所の名称及び位置

(注意)

- 1 全部廃止の場合にあっては、「 年 月 日をもって下記のとおり倉庫業の一部を廃止したから、倉庫業法施行規則第19条第1項の規定により、倉庫業法第20条第1項の届出をします。」と所定の箇所を取り消し線で消除すること。
- 2 発券倉庫業者が営業を廃止した場合であって、未回収の倉庫証券が流通している場合にあっては、未回収倉庫証券の流通高及び未回収倉庫証券にする処置について付記すること。